平成30年9月21日

告示第118号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市における冬期間の道路交通を確保し、市民生活の安定を図るため、能美市道路除雪業務委託契約を締結する市内の事業者(営業所等を含む。)が実施する除雪機械オペレーターの新規養成に係る経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、能美市補助金交付規則(平成17年能美市規則第33号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)の要件、内容等は、別表第1のとおりとする。

(交付申請)

- 第3条 補助金の交付を受けようとする事業者(以下「申請者」という。)は、能美市 除雪機械オペレーター養成支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に別表第2に掲 げる書類を添えて、市長に申請をしなければならない。
- 2 前項による申請は、事業実施の10日前までに行わなければならない。 (交付決定)
- 第4条 市長は、前条の規定により申請があったときは、申請内容を審査し、適当と 認めたときは交付を決定し、申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の交付決定に際し、必要な条件を付すことができる。
- 3 市長は、申請があった場合において、補助を行わない旨の決定をしたときは、その旨及び理由を書面により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第5条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、第3条の規定による申請の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、能美市除雪機械オペレーター養成支援事業計画(変更・中止・廃止)承認申請書(様式第3号)により市長に申請をしなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審 査し、決定した内容を補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

- 第6条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業完了の日から起算して30 日以内又は当該年度末のいずれかの早い日までに、能美市除雪機械オペレーター養 成支援事業実績報告書(様式第4号。以下「実績報告書」という。)に、次に掲げる 書類を添えて市長に報告しなければならない。前条の規定により補助事業の中止又 は廃止の承認を受けた場合も同様とする。
 - (1) 能美市除雪機械オペレーター養成支援事業計画(報告)書(様式第5号)
 - (2) 経費の支払いを証する書類
 - (3) 資格取得者の大型特殊免許証及び車両系建設機械運転技能講習受講証の写し
 - (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の請求)

第7条 補助事業者は、事業が完了したときは、前条に定める実績報告書と併せ、能 美市除雪機械オペレーター養成支援事業補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提 出するものとする。

(補助金の返還)

- 第8条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、既に 交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。ただし、市長が特に認 める場合は、補助金の返還を免除できるものとする。
 - (1) この告示により資格を取得した者が、資格を取得した日から起算して5年以内に当該事業所を退職したとき。
 - (2) 補助事業者が市内の市道及び公共施設の除雪業務の受託をやめた場合であって、かつ、この告示により資格を取得した者が、資格を取得した日から起算して 5年以内であるとき。

(会計帳簿等の整備等)

第9条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿 その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算 して5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

- この告示は、平成30年10月1日から施行する。
- この告示は、令和2年11月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第91号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを 取り繕って使用することができる。

補助要件	補助內容	摘要	
補助事業者が、その従業員(以下「資	大型特殊免許取得費	同一年度における1	
格取得予定者」という。)に対し、除雪	(自動車教習所におけ	事業者あたりの補助対	
機械の運転及び作業に必要な大型特殊	る経費)及び車両系建	象人数の上限は原則 2	
免許の取得及び車両系建設機械運転技	設機械運転技能講習費	人以内とする。	
能講習を受講させる場合において、次	の実費の30パーセント	また、補助金に 1,00	
の各号に掲げる要件のいずれにも該当	以内、4万円を限度とし	0 円未満の端数がある	
すること。	て補助する。	場合は切り捨てる。	
(1) 資格取得予定者は、60歳以下であ	ただし、同一人に対		
ること。	する同一資格取得に係		
(2) 資格取得予定者は、正規雇用の者	る経費の対象は、この		
であること。	告示において受験回数		
	1回までとする。		

別表第2(第3条関係)

区分

能美市除雪機械オペレーター養成支援事業計画(報告)書(様式第5号)

正規雇用の者であることを証明する書類

運転免許証の写し

その他市長が必要と認める書類

能美市長あて

住所(所在地)

(名 称)

氏名(代表者氏名)

能美市除雪機械オペレーター養成支援事業補助金交付申請書

年度において、能美市除雪機械オペレーター養成支援事業を実施したいので、能美市除雪機械オペレーター養成支援事業補助金交付要綱の規定により申請します。

記

- 1. 補助金交付申請額 円
- 2. 資格取得予定者の運転免許証の写し

様

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、能美市除雪機械オペレーター養成支援事業の補助金については、次の条件を付して金 円を交付することに決定したので通知する。

年 月 日

能美市長

卸

- 1 この補助金の交付対象となる補助事業の内容は、 年 月 日付け補助金交付申請書記載のとおりとする。
- 2 この補助金の額は、補助事業が完了した後に確定する。
- 3 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- 4 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。
- 5 補助事業が完了したときは、完了後30日以内に、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に当該補助事業に係る収支の状況を明らかにした書類を添えて、市長に報告すること。
- 6 補助条件は、次のとおりとする。
 - (1)
 - (2)
 - (3)
- 7 以上のほか、能美市補助金交付規則の定めに従うこと。

年 月 日

能美市長あて

住所(所 在 地)

(名 称)

氏名(代表者氏名)

年 月 日付け第 号により補助金交付決定の通知があった能美市除雪機械オペレーター養成支援事業を次のとおり(変更、中止、廃止)したいので、承認されたく、能美市除雪機械オペレーター養成支援事業補助金交付要綱の規定により申請いたします。

- 1 (変更、中止、廃止)の理由
- 2 補助金額 変更前の額 円
 変更後の額 円
 差引き 追加 申請額 円
- 3 変更の内容
- (注) 変更前及び変更後の事業の内容及び経費の配分を比較対照できるよう補助金交付申請書の様式により変更前を赤字又は()書で2段書すること。

年 月 日

能美市長あて

住所(所 在 地)

(名 称)

氏名(代表者氏名)

能美市除雪機械オペレーター養成支援事業実績報告書

年 月 日付け第 号により補助金交付決定の通知があった能美市除雪機械オペレーター養成支援事業を次のとおり実施したので、能美市除雪機械オペレーター養成支援事業補助金交付要綱の規定により関係書類を添えて報告いたします。

年 月 日

能美市長あて

住所(所 在 地)

(名 称)

氏名(代表者氏名)

能美市除雪機械オペレーター養成支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け第 号により補助金の額の確定通知があった能美市除雪機械 オペレーター養成支援事業補助金として、次の金額を交付されるよう能美市除雪機械オペレーター養 成支援事業補助金交付要綱の規定により請求いたします。

請求額

能美市除雪機械オペレーター養成支援事業計画(報告)書

1. 補助事業者

補助事	業者名					
氏	名			年	齢	
住	所					
取得(予定)免許証等種類		大型特殊	÷ •	建設	b 機械	

- 注) 1. 氏名は、免許取得(予定)者の氏名を記入してください。
 - 2. 年齢は、免許取得(予定)者の申請時点の満年齢を記入してください。
 - 3. 住所は、免許取得(予定)者の住所を記入してください。
 - 4. 免許証種類等は、該当するものに○を付けてください。